

障害者差別解消法施行に係る北広島市の対応について

1 障害者差別解消法とは

(1) 障害者差別解消法の理念・目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害者基本法第4条（下表）の差別禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

※ 障害者基本法第4条[概要]

- ・ 障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- ・ 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
- ・ 国による啓発・知識の普及を図るための取組

(2) 施行日

平成28年4月1日

2 障害者差別解消法施行による基本的な考え方

市では、これまでも障害者差別解消法の理念・目的に係る様々な取り組みを行ってきたが、法施行により新たに求められる事項について、整理を行い対応する。

(1) これまでの取り組み

市は、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生する社会を実現することを目指し、「北広島市障がい者支援計画（平成27年度～平成29年度）」を策定して、様々な施策や事務事業を行ってきた。

- 障害者差別解消法の理念・目的に係る「北広島市障がい支援計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」における位置づけ

- ・基本目標 4 障がい理解の促進、権利擁護の推進（計画書 68 ページ）

障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい理解を深める取り組みを通じ、共生社会の実現を目指します。

また、障がい児・者への虐待の防止、障がいを理由とする差別等の解消に取り組むほか、成年後見制度の利用促進など、一層、権利擁護を推進します。

- ・施策 4-1 障がい理解の促進（計画書 82 ページ）[抜粋]

事業名	サービス内容
相談支援事業	障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」について、相談や助言を行い、障壁が除去できるよう取り組みます。
障がいを理由とする差別解消の取り組み	障がい児・者が地域で暮らしていくために、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めていきます。

(2) 新たに必要となる対応について

法施行により新たに必要となる事項について、以下のとおり対応する。

ア 環境の整備

環境の整備（事前改善措置）は、これまでも必要に応じ行ってきたところであり、今後も、法の趣旨に鑑み、ハード面のみならず、職員向け研修等ソフト面の対応も進めていく。

イ 職員対応要領の作成

市職員向け対応要領を作成する予定。

対応要領の記載内容については、「趣旨」、「障がいを理由とする差別的取扱いと合理的配慮の基本的考え方・具体例」、「相談体制の整備」、「研修・啓発」などとする予定。

ウ 相談窓口の整備、紛争の防止又は解決のための機関等の設置

既存の相談窓口を活用し対応する。なお、対応が困難な事例は、北海道が設置する「地域づくり委員会（北海道地域協議会）」へ協議をあっせんしていく。

エ 啓発活動

広報紙や市HPの活用等、様々な機会を捉え普及啓発を行う。

オ 地域協議会

当面は設置せず、既存の相談窓口や自立支援協議会の活用、各機関との連携により対応する。